

# 春日井民商だより

春日井民主商工会発行  
春日井市ことぶき町183番地  
電話 0568-81-1482  
FAX 0568-81-9756  
<http://www.kasugaiminsoy.stl.jp>

いつ入るの? 今でしょ!  
入って良かった 安心の全商連共済

## 東支部で業者訪問を行いました 業者訪問で読者1名を拡大しました!



春日井民商では、市内の自営業者の営業と暮らしの実態を調べるために、ダイレクトメールを6月から毎月発送しています(今月は7月24日に発送する予定)。  
東支部では、7月12日(土)に、鍛冶支部長と井手会計の2人で、ダイレクトメールの送付先を中心に業者訪問しました。業者の反応はさまざまで、「ダイレクトメールをまだ開封していない」「もう

う商売をやる気はない」など残念な反応や、すでに廃業していた事業所もありましたが、その後ダイレクトメール送付先の喫茶店を訪問したところ、快く話を聞いてもらえました。コーヒーを飲みながら、民商の歴史や、民商とはどういう組織かについて話をしたらところ、真剣に聞いてもらえ、「何か困りごとがあれば相談したい」と商工新聞を購読してもらえ、訪問する前からあきらめずに、民商の値打ちを語り、対話を続けていけば、組織拡大の道筋が見えてきます。  
春日井民商では、7月の入会者が5名となり、久々に月目標を達成しました。積極的に会外業者に民商を知らせ、組織拡大にまい進しましょう。

### 子育て世帯臨時特例給付金・臨時福祉給付金の申請はお済みですか?

消費税の8%への増税にともなう負担増の軽減措置として、「臨時福祉給付金」および「子育て世帯臨時特例給付金」として、それぞれ1万円が給付されます(給付対象となる方には市から申請書類が届いています)。申請は、届いた書類に申請者自身が記入する必要があります。**申請期限は10月31日まで**ですので、速やかに申請を済ませる必要があります。

### ご存知ですか? 国民年金保険料の減免申請

### 積極的に減免申請を活用しましょう!

売り上げの減少等で保険料を支払うことが経済的に困難な方に、保険料を減額・免除する制度があります。  
現在の国民年金の受給資格期間は25年間ですが、減免申請をすればその期間も受給資格期間に含めることができます。また、今年4月より減免申請のできる期間が拡大され、申請時点から2年1カ月前までさかのぼって減免申請ができるようになりました。  
申請は面倒な記入もなく非常に簡単で、手続きは市役所でできます。用紙は事務所にありますので、積極的に減免申請を活用するようにしましょう。

西支部新会員です!

### 特定非営利活動法人つばさの丘 常勤スタッフ募集!

育ちづらさを抱えた子どもたちの「遊び」「学び」「育ち」のサポートをする仕事です。  
勤務時間: 10:00-19:00(平日) 8:30-12:30(第2、第4土曜)  
賃金: 基本給16-18万(各種手当あり) 各種社会保険加入  
休日: 第1・第3・第5土曜、日曜・祝日、年末年始・お盆休み  
資格: 有資格者・経験者を望みますが、意欲のある方の応募もお待ちしております。

お問い合わせは 春日井市大手町3-11-12  
特定非営利活動法人つばさの丘 桂川 はじめ  
TEL: 0568-51-2931

青年部ビアパーティ  
7月20日(日) 13時  
ことぶき公民館(事務所からすぐ)

参加費 ¥500  
※青年部員・青年部対象者とその家族の方は無料です。



おことわり  
7月24日(木)および7月25日(金)の2日間は、滋賀県で開催される全国事務局長交流会に参加のため、星野事務局長および原事務局員は不在となります。

事務所の夏季休業は、  
8月13日(水)~15日(金)です!  
なお、8月16日(土)・17日(日)は通常の休業日ですので、18日(月)から通常営業となります。

毎月15日までの会費集金にご協力をお願いします。 会計 山崎孝亀